

益田市農業委員会第38回総会議事録

1. 開催日時 令和8年7月17日（金）午後3時00分～午後4時00分

2. 開催場所 益田市役所3階 大会議室

3. 農業委員（出席16名）（欠席0名）

1番 又賀 保（出）	2番 大畑 美里（出）	3番 須藤 寿人（出）
4番 吉村 太（出）	5番 大庭 清（出）	6番 齋藤 浩文（出）
7番 御神本康一（出）	8番 田中 綾（出）	9番 佐原 晃子（出）
10番 領家 耕一（出）	11番 松本 幸夫（出）	12番 谷本 大輔（出）
13番 柳田 継男（出）	14番 豊田 志摩（出）	15番 宮川 有衣（出）
16番 西川 友史（出）		

4. 農地利用最適化推進委員（出席18名）（欠席5名）

1番 増野 六彦（出）	2番 三輪 昌義（出）	3番 澁谷 記幸（出）
4番 澤江 浩一（出）	6番 寺戸 康人（出）	7番 三浦 尚人（出）
8番 田原 勝美（欠）	9番 野村 浩三（出）	10番 寺戸豊太郎（欠）
11番 塩満 文雄（出）	12番 河野 正憲（欠）	13番 青木 伸爾（出）
14番 中村 敏幸（出）	15番 椋木 昭雄（欠）	16番 長谷川孝明（出）
17番 豊田 繁雄（出）	18番 中島秀一郎（出）	19番 宮内 英之（出）
20番 椋木 孝光（出）	21番 岡崎 定佳（出）	22番 渡邊 豊孝（出）
23番 河野 光好（出）	24番 三浦 和颯（欠）	

5. 提出議案

議第172号	農地法第3条の規定による許可申請について
議第173号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議第174号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議第175号	農地でないことの確認について
報第157号	農用地利用集積等促進計画案に関する意見について
報第158号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について
報第159号	農地の使用貸借合意解約通知書の確認について
報第160号	電気通信事業者の行う送電用の電気工作物等の設置に伴う農地転用について
報第161号	利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について

6. 議事に参加した職員

（農業委員会事務局）柳井局長、宇津局長補佐、高橋係長、吉田指導主任、岩本主事

7. 議事の概要

西川友史会長	それでは、定刻になりましたので、只今より第 38 回益田市農業委員会総会を開催いたします。 本日の議事録署名者につきましては、5 番の大庭委員、6 番の齋藤委員、よろしく願いいたします。 本日の欠席委員は、農地利用最適化推進委員が 8 番田原勝美委員、10 番寺戸豊太郎委員、12 番河野正憲委員、15 番棕木昭雄委員、24 番三浦和顕委員。途中入席につきましては、15 番宮川有衣委員。 はじめに、「議第 172 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 1 番 東町
事務局	本件は、3 条の無償移転にかかる許可申請です。 土地の所在は、東町の畑 1 筆 43 m²です。譲り渡し事由は、市外に居住しており耕作が困難になったため、譲り受け事由は、居住地に隣接しており耕作がしやすいためでございます。 農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程宜しく願いいたします。
西川友史会長	続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします。
又賀保委員	1 番又賀です。現地確認を 7 月 11 日に大畑委員と行いました。これは住宅地の中に囲まれた農地で、隣接する家に住まわれる方がこの度譲り受けるということでございます。 現地に行ってみましたが特に問題はないように思います。 よろしくご審議をお願いします。
西川友史会長	2 番 中吉田町
事務局	2 番、3 番につきましては関連するため一括で説明いたします。 本件は、3 条の無償移転にかかる許可申請です。 土地の所在は、中吉田町の畑 2 筆 642 m²です。譲り渡し事由は、それぞれの共有持分 2 分の 1 を交換し単独名義にするため、譲り受け事由は、申請地の共有持分を譲り受けて単独名義とし、耕作するためでございます。 農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程宜しく願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
又賀保委員	1 番又賀です。現地確認を 7 月 11 日に大畑委員と行いました。この農地につきましては、ここにいます 2 人の関係者がおられますが、義理の兄弟というような形で親から相続した時に、共有の土地としてそれぞれ 2 枚の畑を受け取った訳ですが、今回それぞれ個人の名義にしたいということで、それ

	それぞれの持分を半分づつ交換して共有でない形にしたいということで申請がありました。現地に行きましたが特に問題ないように思います。よろしくご審議をお願いします。
西川友史会長	4 番 飯田町
事務局	本件は、3 条の有償移転にかかる許可申請です。 土地の所在は、飯田町の畑 1 筆 239 m²です。譲り渡し事由は、市外に居住しており、宅地建物と合わせ売却するため、譲り受け事由は、土地建物及び畑を購入し耕作するためでございます。 農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
須藤寿人委員	3 番須藤です。現地確認は 15 日に渋谷推進委員と行いました。〇〇さんは私の友人でして、先月 1 ヶ月位前に〇〇の方に引っ越しされて、「家はどうか」と言ったら「家は売る」と言われましたので、〇〇さんという方が買われたというのを聞いたので、親類かなと思って昨日か一昨日電話したんです。そしたら「親類じゃない」ということでした。家のすぐ側の本当少ない農地でございます。別に問題はないと思います。よろしくご審議のほどお願いします。
西川友史会長	5 番 上黒谷町
事務局	本件は、3 条の有償移転にかかる許可申請です。 土地の所在は、上黒谷町の田畑 5 筆 944 m²です。譲り渡し事由は、市外に居住してり、耕作困難なため、譲り受け事由は、土地建物及び畑を譲り受けて管理するためでございます。 農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
谷本大輔委員	12 番谷本です。7 月 13 日に豊田推進委員と現地確認をしておりますけど、I ターンの方が購入する住宅に付随する農地として、面積もかなり小さいので特に問題はないと考えております。よろしくご審議のほどお願いします。
西川友史会長	6 番 喜阿弥町
事務局	本件は、3 条の無償移転にかかる許可申請です。 土地の所在は、喜阿弥町の畑 2 筆 9,183 m²です。譲り渡し事由は、高齢により、管理が困難なため、譲り受け事由は、譲り受けて管理するためでございます。 農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各

	号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
柳田継男委員	13 番柳田です。7 月 13 日に宮内推進委員と現地確認に行きました。喜阿弥町のこれはみな開発地内でありまして、〇〇〇は写真をもらった地図と全然違う所です。一生懸命探して何とか。本人を呼び出してちょっと現地確認を一緒にしまして、そこはまだ昔煙草を作った所です。ずっとそのままもう煙草を作ってませんのでちょっと荒廃してましたけど。それともう一軒の〇〇〇、5 反の分はこれはもう以前から〇〇に貸して麦が植えられてまして、ちゃんと管理はしてありました。これもあの年齢的にもうあれなので親戚の〇〇君に譲り渡すということらしいです。それで別に問題ないと思います。
西川友史会長	本日の 3 条申請は以上 6 件でございます。ただいま事務局からの説明また、担当地区委員からの調査報告がございました。何かお気づきの点ございますか。
西川友史会長	佐原委員。
佐原晃子委員	9 番佐原です。一番最後の案件の写真が一か所しかないんですけど、これはどうして無いんですか。
事務局	最後の写真につきましては、当該箇所が草木の繁茂により荒廃化が進んでいる場所に位置しており、事務局が現地近くまで確認に赴きましたが、撮影箇所手前の樹木が茂っているため奥まで撮影することができず、現地写真の撮影が困難な状況でありました。
西川友史会長	農地として取得後は農地にされるということでもいいですね。 他はございますか。 よろしいでしょうか。 (はい、の声) そう致しますと「議第 172 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」は承認の扱いとさせていただきます。 続きまして、「議第 173 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。 1 番 津田町
事務局	土地の所在は、津田町の畑 1 筆 515 m²です。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。 転用目的は個人住宅で、転用許可該当条項は農地法第 4 条第 6 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 雨水は、既存の水路に接続します。 既に完了しているため資金証明の添付はありません。

	ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
吉村太委員	4 番吉村です。現地確認は7月11日に澤江推進委員と行いました。今回相 続で農地に現状住宅が建っているんですけど、それが農地であったというこ とが判明して現状もう農地に復旧することが不可能と判断するのと、周辺に はもう建物しかないんで問題ないと判断します。以上です。
西川友史会長	2 番 匹見町落合
事務局	土地の所在は、匹見町落合の畑 2 筆 1,311 m²です。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地 であることから第2種農地と判断致します。 転用目的は植林で、転用許可該当条項は農地法第4条第6項の規定である 周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基 準に該当致します。 雨水は、地下浸透です。 既に完了しているため資金証明の添付はありません。 ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
宮川有衣委員	15 番宮川です。7月15日に匹見地区の委員と申請者の〇〇さん立ち合いで 現地確認をしました。平成10年までは田んぼをされていたそうなんですけど、 用水路が水害により破損してちょっと直すことができなくて、その後作付け ができず植林をしたということです。その時に申請を出してなかったのが、 今回出すということになりました。土地改良区の意見書と始末書も添付され てありますし、周りも山林で影響を及ぼす恐れが少ないと思いますので問題 ないと判断しました。以上です。
西川友史会長	本日の4条申請は以上2件でございます。ただいま事務局からの説明また、 担当地区委員からの調査報告がございました。何かお気づきの点ございま すか。 よろしいでしょうか。 (はい、の声) そう致しますと「議第173号 農地法第4条の規定による許可申請につい て」は承認の扱いとさせていただきます。 続きまして、「議第174号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につ いて」を議題といたします。
事務局	1 番 赤城町 本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、赤城町の田 1 筆 70 m²です。 都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。 転用目的は、宅地拡大で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3

	号の規定に該当いたします。 雨水は地下浸透です。 資金証明については、既に完了しているためありません。 ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
大畑美里委員	2番大畑です。現地確認は7月11日に又賀委員と行いました。平成11年に父親から兄弟へ相続しましたが、既に建物敷地としてなっていました。この度、登録手続きをすることによって農地であることに気づきました、ということで経緯書が添付されております。適当であると判断しました。
西川友史会長	2番 かもしま西町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、かもしま西町の畑 2筆 337 m²です。 都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。 転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。 排水は公共下水道に接続します。 資金証明については、金融機関の融資証明書が添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
大畑美里委員	2番大畑です。現地確認は7月11日に又賀委員と行いました。申請は個人住宅を建てるためで、上下水道が完備され隣接農地の承諾書も添付されております。適当であると判断しました。
西川友史会長	3番 かもしま西町
事務局	本件は、使用貸借権設定に係る許可申請です。 土地の所在は、かもしま西町の畑 2筆 209 m²です。 都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。 転用目的は、モデルハウスで、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。 排水は公共下水道に接続します。 資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
大畑美里委員	2番大畑です。この土地は先程説明したすぐ隣の続き土地です。申請はモデルハウスを新築するためで、土地は借りて行うものです。上下水道が完備されていて適当であると判断しました。
西川友史会長	4番 西平原町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、西平原町の畑 1筆 148 m²です。

西川友史会長	都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第２種農地と判断致します。 転用目的は、進入路で、転用許可該当条項は農地法第５条第２項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 雨水は、地下浸透です。 資金証明については、通帳の写しが添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。
大庭清職務代理	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。 大庭です。現地は１１日に確認しに行きました。これは進入路とありますけど、現在持ち主さんの駐車場は地図の〇〇さんの隣に駐車場がありまして、それから続きで自宅の方に行くようになっていて、他所の道の中を通らないと行けないという格好で、ここを取得されて歩けるようにしたいというところなんです。現在は荒地になっています。進入路に整備されても誰にも迷惑かけることはないと思いますので大丈夫だと思います。以上です。
西川友史会長 事務局	５番 桂平町 本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、桂平町の田 ３筆 ５,３０７㎡です。 土地改良事業の施行区域内にある農地であるため第１種農地と判断致します。 転用目的は、用悪水路で、農地法第４条第２項の規定である、農業用排水施設等その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であって農林水産省令で定めるもののように供するため、農地を農地以外のものにする場合の、許可できる要件に該当致します。 雨水は、既存の側溝に流します。 資金証明については、土地改良区の予算書を確認しております。 なお、３０ａを超える案件であるため、常設審議委員会に意見を聴取する案件となります。 ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長 谷本大輔委員	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。 １２番谷本です。７月１３日に豊田推進委員と現地確認をしたところ、田んぼには稲が植えられていました。これは県道を拡張することに伴って水路をちょっと内側に寄せるというようなことで、県事業ですので特に問題はないと考えております。ご審議の程よろしくお願いいたします。
西川友史会長 事務局	６番 喜阿弥町 本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、喜阿弥町の田畑 ３筆 １,４１７㎡です。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第２種農地と判断致します。 転用目的は、太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法第５条第２項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。

	雨水は、地下浸透です。 資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
柳田継男委員	13 番柳田です。現地確認は 7 月 13 日に宮内推進委員と行きました。隣には住宅が少し建ってるんですけど、別に害はないように太陽光発電が据えられるんじゃないかと思います。以上です。
西川友史会長	本日の 5 条申請は以上 6 件でございます。事務局からの説明また担当地区委員からの調査報告がございました。何かお気づきの点がございますか。 よろしいでしょうか。
佐原晃子委員	佐原委員。 9 番佐原です。1 番最初の案件の写真が家の横の写真な感じなんですけどこれは建物の写真なのかと、1 番最後の案件のマルで囲ってある地域だとちょっと場所が分かんないんですけど、三角の家があって先の三角の場所が申請箇所ですか。
事務局	1 枚目の写真につきましては、宅地拡張により現在建物が存在する箇所が対象地となっております。現地撮影の際、正面玄関側からは背後に樹木が繁茂しており進入できず、後方からのアクセスについても水路を経由しなければ到達できない状況であったため、ぎりぎりの位置からの撮影となり、このような写真となってしまいました。 なお、写真に写っている建物は、宅地に付随する倉庫であり、写真に映る倉庫部分の全体面積が対象面積となっております。
西川友史会長	他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。 (はい、の声)
事務局	そう致しますと「議第 174 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」は承認の扱いとさせていただきます。 続きまして、「議第 175 号 農地でないことの確認について」を議題といたします。 1 番 西平原町
事務局	申請地は西平原町の 2 筆 328 平方メートルです。平成 25 年頃から耕作しておらず、山林化しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願いが提出されたものです。ご審議の程よろしくをお願いします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
大庭清職務代理	大庭です。現地は 11 日に確認しました。〇〇〇の方は写真では竹藪です。もうこれはどうしようもありません。周りに人がいませんし、道路を挟んで向かい側には今までちょっと耕作したような畑がありますが、ここを非農地としたとしてもなんの問題ありません。

西川友史会長	それから〇〇〇ですが、これは柿の木が植わってその下に雑木があります。その下は集会所の駐車場みたいに広がってはいるんですが、これを農地として戻しなさいと言ってもどうにもならないと思いますので、非農地でいいと思います。以上です。 本日の農地でないことの確認は以上 1 件でございます。事務局からの説明また担当地区委員からの調査報告がございました。何かお気づきの点がございましたか。 よろしいでしょうか。 (はい、の声) そう致しますと「議第 175 号 農地でないことの確認について」は承認の扱いとさせていただきます。 そう致しますと本日の議事については以上でございます。 続きまして、報告事項に入らせていただきます。随時報告をお願いします。
事務局	「報第 157 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」 農地中間管理事業一括方式の利用権設定の新規が 17 件、再設定が 56 件、権利の移転が 1 件の合計 74 件、244,829 m² です。 「報第 158 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出について」届出件数は、13 件です。全てにおいて相続者が管理され、あっせん希望は 1 件です。 「報第 159 号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について」 届出件数は 3 件です。解約理由は、解約理由は 1 番から 3 番まで新たな担い手へ農地を集積するため、それぞれ合意解約が成されたものです。 「報第 160 号 電気事業者の行う送電用の電気工作物等の設置に伴う農地転用について」届出件数は 1 件です。匹見町匹見の田 1 筆 726 m²で、送電用の電柱を建設するためです。事業施工者は〇〇〇です。 「報第 161 号 利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について」所在地は、大草町の 22 筆 5,979.85 m²、山折町の 20 筆 11,036 m²、乙子町の 88 筆 36,577.82 m² 赤雁町の 8 筆 1,237.47 m² 合計 138 筆 54,831.14 m²でございます。 今回の非農地判断を行った農地は、北仙道地区の農地パトロールにおいて、再生困難農地として確認しておりました農地です。所有者 20 名の意向を確認し、非農地とすることについて同意を得ました。 対象地につきましては、農地台帳からの削除を行い、非農地判断を行った農地として、市役所税務課及び法務局へ一覧を提出いたします。 報告は以上でございます。
西川友史会長	ただいま事務局から報告がございました。何か聞いてみたいことがございましたか。

よろしいでしょうか。

(はい、の声)

それでは無いようですので第 38 回総会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

以上会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するために署名する。

会 長

5 番

6 番

--	--